

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、「お客さまの役に立つ銀行」、「健全で信頼される銀行」、「働き甲斐のある銀行」、「地域と共に発展していく銀行」を経営理念として掲げております。

金融機関としての社会的責任と公共的使命を全うするとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

〈政策保有株式に関する方針〉

当行は、経営政策または営業政策に基づき、当行の中長期的な企業価値向上や取引先との安定的・長期的な関係構築・維持・強化等に資すると判断される場合、当該取引先等の株式を保有することができるものとしております。

また、これら政策保有株式のうち上場株式の主要なものについては、保有するうえでのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有の可否を判断しております。

〈政策保有株式に関する議決権行使基準〉

政策保有株式に係る議決権の行使については、政策保有先の事業内容・財務状況等につき定期的にモニタリングを行い、当行の中長期的な企業価値向上に資するか否かを基準に、総合的に賛否を判断しております。

【原則1-7】

当行は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

1. 役員が競業取引および自己取引を行う場合は、取締役会の承認を必要とし、厳しく管理しております。
2. 関連当事者を含めた取引先との取引については、利益相反管理方針および利益相反管理規程を定め、利益相反のおそれがある取引事案については、管理統括部署であるコンプライアンス・リスク統括部が管理し、定期的に取り締役に報告することにしております。

【原則3-1】

(1) 当行は、ホームページにおいて、会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画(第三次経営計画)を開示しておりますので、ご参照ください。(<http://www.daitobank.co.jp/investor/outline/outline02.html>)

(2) 当行は、「お客さまの役に立つ銀行」、「健全で信頼される銀行」、「働き甲斐のある銀行」、「地域と共に発展していく銀行」を経営理念として掲げております。金融機関としての社会的責任と公共的使命を全うするとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいくことを基本的な考え方とし、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。

当行ホームページにおいて、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を開示しておりますので、ご参照ください。(<http://www.daitobank.co.jp/investor/outline/outline15.html>)

(3) 役員報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬については取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

(4) 当行は、取締役会がその役割・責務を果たすためには、当行の取締役会メンバーとして当行の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・能力・経験等の多様性を確保することも重要であると考えております。

取締役および監査役候補の指名を行うに当たっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、経営幹部または当行の取締役・監査役として相応しい高い見識、高度な専門性、豊富な経験を有する人物を候補者として、取締役会において十分に審議の上、取締役会の承認をうけて指名しております。

なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

(5) 取締役候補者および監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

(第111期定時株主総会招集ご通知: <http://www.daitobank.co.jp/investor/stocks/pdf/111-syousyu-160601.pdf>)

【補充原則4-1-1】

当行は、取締役会等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて具体的に付議・報告基準を定めております。

取締役会で決定すべき事項は(1)のとおりです。

それ以外の事項は経営陣に委任されておりますが、(2)に掲げる重要事項については、取締役会に報告することになっております。

(1) 経営方針に関する事項、株主総会に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、役員に関する事項、資産・資金に関する事項、人事組織に関する事項、規程類に関する事項、その他業務執行に関し重要と認められる事項

(2) 業務執行状況、競業避止業務取引を行った取締役および執行役員に関するその取引の重要な内容、自己取引を行った取締役および執行役員に関するその取引の重要な内容、内部統制・リスク管理に係る重要事項、その他必要と認められる事項

【原則4-8】

当行では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任し、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしており、現状のコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能していると認識しております。

【原則4-9】

社外取締役候補者の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の〈独立性判断基準〉により判断しております。

〈独立性判断基準〉

独立性判断基準を以下の通りとし、原則として、現在または最近(※)において以下のいずれの要件にも該当しないものとする。

(1) 当行または当行関連会社の業務執行者

(2) 当行または当行関連会社の主要な取引先、その者が法人等である場合にはその業務執行者

- (3) 当行または当行関連会社を主要な取引先とする者、その者が法人等である場合にはその業務執行者
(4) 当行または当行関連会社から役員報酬以外に、過去3年平均で年間100万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
(5) 当行または当行関連会社から、過去3年平均で年間100万円以上の寄付等を受けている者、その者が法人等である場合にはその業務執行者
(6) 当行または当行関連会社の主要株主(総議決権の10%以上)、その者が法人等である場合にはその業務執行者
(7) 上記(1)～(6)の近親者(二親等以内の親族)
※「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

【補充原則4-11-1】

当行の取締役会は、定款で定める取締役18名以内、監査役5名以内の員数の範囲内で、知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することとしております。
取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する当行の考え方については、取締役候補の指名に関する考え方と一致しており、その内容については、【原則3-1】(4)の記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】

当行は、社外取締役・社外監査役を含め取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。
(第111期定時株主総会招集ご通知: <http://www.daitobank.co.jp/investor/stocks/pdf/111-syousyu-160601.pdf>)

【補充原則4-11-3】

平成27年度は、取締役会メンバー(全取締役・監査役(社外含む))に対し、「取締役会の規模・構成」、「取締役会の運営」、「取締役会の議題・審議状況」、「取締役を支える体制」に関するアンケート調査を実施いたしました。
その取りまとめ結果を踏まえ、平成28年5月開催の取締役会において、取締役会全体の実効性等についての分析・評価を実施いたしました。
この中で、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。
なお、取締役会の機能強化のため、以下の課題を取締役会メンバーが共有しております。
・取締役会における資料の改善(分量削減、要点を整理したサマリー資料の添付)
・取締役会における付議事項や報告事項の見直し
・社外役員との情報共有、意見交換の充実

【補充原則4-14-2】

当行は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役、監査役に対し、常に必要な知識(経済情勢、業界動向、関連法令、コンプライアンス等)の習得や更新に努めるよう情報を提供しております。
また、取締役、監査役は、外部研修、セミナー等に参加することにより、専門知識、見識を深めております。
社外取締役、社外監査役は、就任後適時、担当部署の責任者等から当行の現状について説明を受け、理解を深めております。

【原則5-1】

- (1)(2) 当行は、株主との対話全般について、取締役経営部長が責任者となり、適宜、財務部門、リスク管理部門、営業部門等のIR活動に関連する部署間の連携を図り、建設的な対話が実現するよう努めております。
(3) 当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しており、IR決算説明会や全店IR(※)を開催し、当行の経営方針や活動の成果等、積極的な情報開示に努め、代表取締役または担当役員自らが株主のご意見を直接伺っております。
(4) 当行は、株主との対話において把握した意見や当行に対する懸念等について担当部にて取りまとめ、経営陣へ報告しております。
(5) 当行は、株主の実質的な平等性を確保すべく「内部者取引防止規程」を制定し、内部者取引の未然防止を図り、公平な情報開示に努めております。当行に関する重要情報については、適時かつ公平に開示することとし、一部の株主に対してのみこれを提供することがないよう、その情報管理の徹底に努めております。
※IRとは、一般的には株主あるいは投資家向けに経営情報など、投資に必要な情報をお知らせしていく活動をいいますが、当行では、お客さまあるいは広く地域の皆さまに対しても、よりわかり易く経営方針や活動の成果などをお知らせしていくことで、皆さまとのより良い関係を築いてまいりたいとの考えを含めております。
当行は、全店舗を対象とした「全店IR」を平成21年から毎年開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	19,021,000	14.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,165,000	9.57
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,420,000	2.69
大東銀行行員持株会	3,414,006	2.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,258,000	2.56
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	2,666,000	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,235,000	1.75
株式会社東邦銀行	1,965,952	1.54
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,525,000	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,363,000	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

プロスペクト・アセット・マネージメント・インクから、平成28年1月20日現在の保有状況を記載した平成28年1月27日付の大量保有報告書(変更報告書10)が関東財務局に提出されておりますが、当行として平成28年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記【大株主の状況】に記載しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書10)の内容は次のとおりであります。

(氏名又は名称) プロスペクト・アセット・マネージメント・インク
(住所) 410 アトキンソン ドライブ スイート 434 ホノルル市 ハワイ州 96814 米国
(保有株券等の数) 20,694千株
(株券等保有割合) 16.29%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大橋 学	他の会社の出身者								○			
笠間 義裕	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 学	○	同氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。また、同氏は郡山市役所の出身であり、当行と郡山市との間に預金及び融資取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	官界において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。
笠間 義裕	○	同氏と当行の間に預金及び融資取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。また、同氏が代表を務める笠間法律事務所と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照ら	法曹界における豊富な経験と法律専門家として高い識見を有していることから、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれは

	して、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	なく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。
--	---	-----------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の人数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査方針、業務の分担等に従い監査を行っております。常勤監査役は、常務会において、内部監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じ監査部と連携した業務監査も実施しております。さらに、常勤監査役及び監査部は、会計監査人より定期的に監査結果の報告を受ける等緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山 浩	学者										○			
阿久津 文作	他の会社の出身者										○		△	
松本 三加	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠山 浩	○	同氏は日本銀行出身であり、現在は学校法人武蔵野大学の教授を務めておりますが、同法人とは特別な利害関係はありません。同氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	金融機関において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただけるなど、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。また、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。
		同氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性	

阿久津 文作	○ 質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。また、同氏は福島県庁の出身であり、当行と福島県との間に預金及び融資取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。 なお、当行は福島県に対し、猪苗代湖・裏磐梯湖沿の水環境保全活動に対する寄付を行っております。	官界において長年培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるなど、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。
松本 三加	○ 同氏は浜通り法律事務所の代表を務めておりますが、同所とは特別な利害関係はありません。 同氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	弁護士として長年培ってきた知識・経験等に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるなど、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断し選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立性を確保していることから独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点におきまして、取締役へのインセンティブ付与は、特段必要は無いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、報酬等の総額を開示しております。

a. 平成27年度に取締役及び監査役に支払われた年間報酬等の総額(期中に退任した役員を含む)は、取締役6名に対し90百万円、監査役1名に対し15百万円、社外役員6名に対し17百万円であります。

b. 上記報酬等のほか、重要な使用人兼務取締役の使用人給与額は20百万円、員数3名であり、その内容は基本報酬18百万円、賞与1百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営部内に取締役会事務局を設置し、社外取締役の活動をサポートしております。
監査部内に監査役会事務局を設置し、社外監査役の活動をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当行は、監査役会設置による監査体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。また、経営規律の強化を図るとともに、透明性をより一層高めるため、社外取締役2名を選任しております。

同じく、経営の透明性の確保やコーポレート・ガバナンスの機能強化の観点から、取締役会は原則月2回開催し、取締役会の付議基準に基づく重要案件の決定、さらには業務執行状況の監督を行っております。このほか、常務会を原則週1回開催し、重要案件の十分な審議、業務執行への適切な対応を行っております。取締役会、常務会ともその機能を十分に発揮するため、機動的、弾力的な開催に努めております。

また、監査役4名中3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、うち1名は監査機能の強化のため弁護士を選任しております。取締役会には原則として監査役全員が出席し、取締役の業務執行状況を監督して適切な助言・提言を行っているほか、常務会には常勤監査役が出席して有効かつ適切な監査が行われるようにしております。なお、監査役の機能強化に係る取組み状況については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役関係」に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会設置及び社外取締役選任等が、経営監視機能を強化し、当行のコーポレート・ガバナンスを有効に機能させていると認識しているため、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第111期定時株主総会の招集通知は、平成28年6月2日に発送いたしました。法定の2週間前より前倒しの発送に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	当行では、TDネットに招集通知の英文(狭義の招集通知・参考書類)を掲載しております。
その他	当行ホームページ及びTDネットに招集通知の内容を掲載し、より広く情報開示を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年7月に福島県内4会場において、「IR決算説明会」を開催し、決算の概要や当行の状況等の説明を行っております。 また、本店及び営業店において「全店IR」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページにおいて、決算短信及び決算説明資料、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は経営部(広報)となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行の経営理念として、「お客さまの役に立つ銀行」、「健全で信頼される銀行」、「働き甲斐のある銀行」、「地域と共に発展していく銀行」を掲げ、その実現に向け従業員一丸となり、取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	一店一奉仕活動、猪苗代湖畔清掃活動、地域行事への参加などの地域社会活動を行っております。 また、CSR活動の一環として、福島県の未来と復興を担う青少年の育成を文化面から支援することを目的に「だいたい青少年音楽活動顕彰制度」を創設し、平成27年度は、国内で開催されたコンクール等で優秀な成績を収めた8つの学校を表彰いたしました。 さらに、日本赤十字社と連携し、広く一般社会に献血活動が認知されるよう、「大東銀行献血応援プロジェクト」を開始し、地域金融機関として地域の皆さまの医療を支える献血活動に協力しております。平成27年度は、各営業店で献血活動を実施したほか、地域の皆さまとのイベントも開催いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	地元における「IR決算説明会」の開催により、当行の現状を正しくご理解いただくよう努めております。また、ディスクロージャー誌や、ホームページにおいて適時適切な情報開示を行っております。
その他	平成27年度より、当行初の女性役員として社外監査役を迎えております。 今後、女性の管理職及び役席者への登用を積極的に考えております。 1. 女性活躍推進 当行は、子供の出産に伴う本人及び配偶者の特別休暇、育児休暇を導入しております。 平成25年12月より、働く意思がありながら結婚や出産、子育てなどのために仕事を辞めざるを得なかった元行員を対象に、退職者の再雇用を実施しております。 平成28年4月には女性が就業継続し、管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進のための行動計画を策定いたしました。 平成28年7月からは、子育て世代を支援し、離職率の高い若年層や女性行員の定着及びモチベーションアップを図る意味で、育児手当の支給を開始いたします。 2. 女性職員のキャリアアップ 平成28年3月末の女性役席は56名となっております。代理職以上については24名となっております。女性活躍推進のための行動計画に則り、将来の女性管理職を養成するため、まずは代理職以上の女性創出のためのキャリアアップ研修を実施する予定となっております。また、女性行員のキャリアアップ支援のため、積極的に営業係・融資係・本部を経験させるなどの取組みを行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は「内部統制に関する基本方針」を定め、内部統制システムに関する基本的な考え方を示すとともに、各種内部管理体制の整備に努めております。

(コンプライアンス体制)

当行は、取締役会において「コンプライアンス基本方針」、「役員コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等を定期的に検討・協議しております。

また、行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署として、「コンプライアンス・リスク統括部」を取締役会直轄の独立部署として設置しているほか、本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンスの遵守状況のモニタリングやコンプライアンス・マインドの醸成のための啓蒙活動等を実施しております。

取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件の発生を認識した場合は、速やかに監査役へ報告することとしております。

また、監査役は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要であると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施するなど、監査の実効性の確保に努めております。

(情報管理体制)

当行は、行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」を定め、適正な保存・管理を行っております。

(リスク管理体制)

当行は、取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行うとともに、銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、コンプライアンス・リスク統括部を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討、協議する体制を構築しております。

また、内部監査を行う部署として、監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定の上、厳格な内部監査を実施しております。

(企業集団関係)

当行は、子会社の経営内容を的確に把握するため「関連会社管理規程」を制定し、協議・承認事項や報告事項を明確化しており、子会社が行うリスク管理上の重要な事項や、子会社が策定する経営方針については、当行の主管部にて事前に協議をしております。

また、当行は、円滑な子会社相互の活動と業務上の諸問題につき協調を促進するため、必要ある場合には、関連会社会議を開催するなど、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を整備しております。

子会社の業務が法令及び定款に適合することを確保するため、当行では子会社においても「コンプライアンス・プログラム」及び「コンプライアンス・マニュアル」の規程を具備させるほか、「内部監査規程」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務執行状況について内部監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明らかにするとともに、反社会的勢力への対応に係る諸規程を制定するなど、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

また、預金規定等に暴力団排除条項を導入し、顧客より「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」を徴求するなどの対応を行っております。

当行では、コンプライアンス・リスク統括部を反社会的勢力への対応に関する統括部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うほか、弁護士や外部機関等との連携、行内研修等による周知・徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

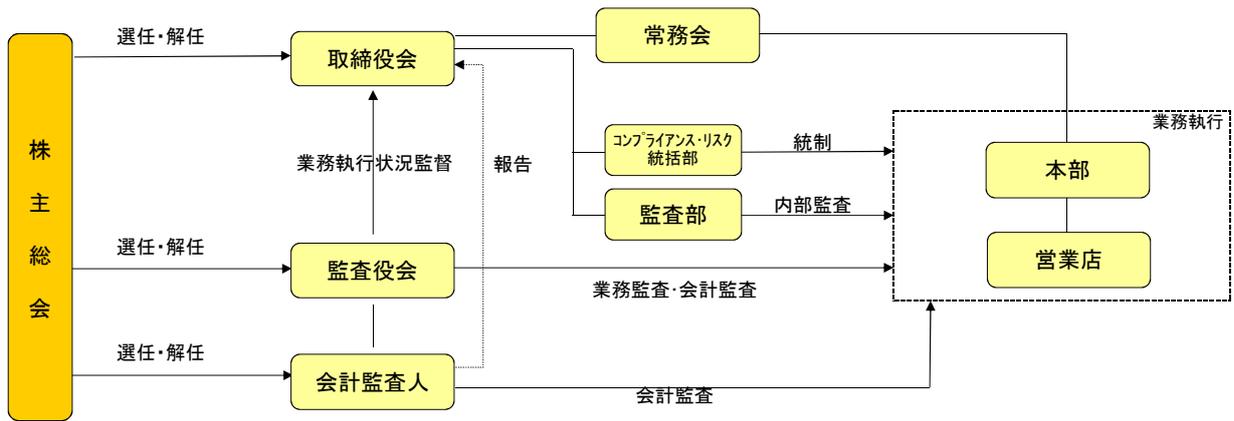
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

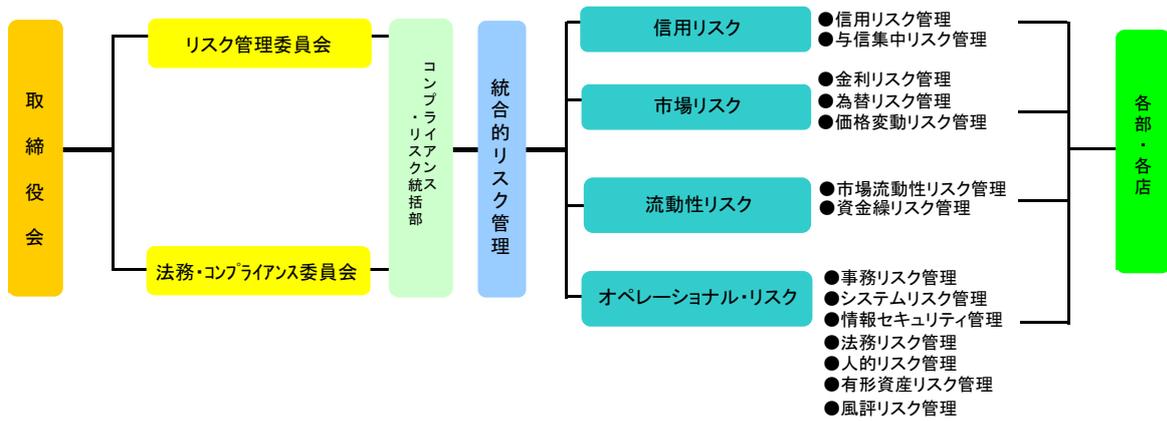
コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの平成28年3月期における実施状況

- a. 25回の取締役会を開催しております。
上記のほか、会社法第370条及び当行定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- b. 54回の常務会を開催しております。
- c. 「透明性のある、開かれた経営」を実践し、積極的な情報開示とコミュニケーション向上を目的として、株主さま・お取引先さま・地域の皆さま向けに「IR決算説明会」を福島県内4会場で開催いたしました。また、本店及び営業店において「全店IR」を開催いたしました。

ガバナンス体制



統合的リスク管理体制



適時開示体制の概要

